

資料 12-10 災害時における資機材リースの協力に関する協定書
(長野市と日本建設機械レンタル協会長野支部)

災害時における資機材リースの協力に関する協定書
(長野市と日本建設機械レンタル協会長野支部)

長野市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会長野支部（以下「乙」という。）は、長野市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のリースに関して、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時等において、甲と乙が協力して、資機材のリースを迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(リースの協力要請)

第3条 災害時において、甲が資機材のリースを必要とするときには、甲は乙に対して調達可能な範囲において、協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から資機材のリースの要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、資機材のリースを実施するものとする。

(リースの範囲)

第4条 甲が、乙に調達を要請する資機材は、次に掲げるものとする。

(1) 別表に掲げる資機材

(2) その他乙の業務の範囲内で甲が指定する資機材

(要請手続)

第5条 第3条に規定する甲の乙に対する要請手続は、資機材名、規格、数量、搬入場所等を記載した文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(資機材のリースの協力)

第6条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、資機材のリースについて、優先的に行うものとする。

2 乙は、甲からの要請事項を実施したときは、実施後速やかにその実施状況を報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

(資機材の搬入等)

第7条 資機材の搬入場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して資機材を確認のうえ引渡を受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、乙が前項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条及び第7条の規定により乙がリースした資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるリース及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(費用の支払い)

第9条 前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(協 議)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び資機材のリース等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

資料 12-10 災害時における資機材リースの協力に関する協定書
(長野市と日本建設機械レンタル協会長野支部)

(情報交換)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

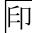
平成 28 年 12 月 16 日

甲 長野県長野市大字鶴賀緑町 1 6 1 3

長野市長 鷺 澤 正 一 

乙 長野県下伊那郡松川町上片桐 3322

一般社団法人 日本建設機械レンタル協会長野支部

支 部 長 原 茂 

資料 12-10 災害時における資機材リースの協力に関する協定書
 (長野市と日本建設機械レンタル協会長野支部)

別表 (第 4 条関係)

○発電機 (2~3KVA)	○ツイントイレ
○発電機 (10~25KVA)	○本水洗トイレ
○インバーター発電機	○簡易水洗トイレ
○屋内用電圧調整器	○会議用テーブル
○トランス昇圧・降圧	○折いす
○水中ポンプ	○ホワイトボード (脚付)
○エンジンポンプ	○くず入れ
○コードリール (屋内)	○コピー機
○コードリール (屋外)	○レーザープリンター
○投光機 (500W・1KW)	○ノートパソコン
○投光機 (2灯式)	○衛星電話
○投光機 (4灯式)	○コードレス電話
○投光機 (バルーン型)	○ブルーヒーター
○軽トラック	○石油ストーブ
○組立ハウス	○テレビデオ
○コンテナハウス (3坪クラス)	○ファンヒーター
○コンテナハウス (4坪クラス)	○扇風機

資料 12-10 災害時における資機材リースの協力に関する協定書
(長野市と日本建設機械レンタル協会長野支部)

(別紙様式 1)

災害時における資機材リースの協力に関する要請書

第 号
年 月 日

一般社団法人 日本建設機械レンタル協会長野支部
支 部 長 様

長野市長



「災害時における資機材リースの協力に関する要請書」に基づき、次のとおり資機材のリースを要請します。

- 1 災害時の状況及び要請する事由
- 2 リースを必要とする資機材の内容

資機材名	規 格	数 量	搬入場所	備 考

資料 12-10 災害時における資機材リースの協力に関する協定書
(長野市と日本建設機械レンタル協会長野支部)

(別紙様式 2)

災害時における資機材リースの協力に関する報告書

第 号
年 月 日

長野市長 様

一般社団法人 日本建設機械レンタル協会長野支部
支 部 長 印

年 月 日付け 第 号で要請のあった資機材のリース要請について、次のとおり実施しましたので報告します。

資機材のリース実施状況

資機材名	規 格	数 量	搬入場所	運搬者

注：運搬者については、乙において実施した場合は乙において実施した旨、長野市で実施した場合は長野市で実施した旨の記載をすること。(例：協会で実施、長野市で運搬、等)